

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第3回） 議事概要

1. 日 時：平成30年12月21日（金）9時00分～10時55分

2. 場 所：総務省11階共用1101会議室

3. 出席者

<構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（（一社）全日本テレビ番組製作社連盟及び（一社）日本民間放送連盟）

<総務省>

山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長、岡本情報流通行政局コンテンツ適正製作取引推進室長

4. 議事

- (1) 事務局より、資料1～4に基づき、第2回会合における指摘事項及びその対応等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (2) 事務局より、資料5に基づき、平成30年度フォローアップ調査のアンケート調査票の修正点について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (3) 事務局より、資料6に基づき、ガイドラインの見直しのイメージについて説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (4) 事務局より、資料7に基づき、論点整理について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (5) 事務局より、資料8～10に基づき、ワーキンググループの設置、ワーキンググループにおけるプレゼンテーション依頼内容及び今後のスケジュールについて説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（受領の通知、やり直しによる費用の負担について）

- 受領の通知をめぐってトラブルが生じたことはないとのことだが、（やり直しによる）費用の増加等のトラブルもないという理解でよいか。
- 放送局から書面の交付がなかったり、業界の慣行で、明確な金額が決まっていないうちに製作を開始したりしたことにより、後に費用に関して放送局と話し合いをしなければならないケースはあったと承知している。
- 下請法上の不当なやり直しとの関係で、放送番組の納入から受領までの間に、放送局と製作会社の間でやり直しに関するやり取りがあった場合に、どの時点で、あるいはどうやって「受領」となるのかという問題は残っているのではないか。

（製作委員会方式によるドラマ製作について）

- 製作委員会方式は、アニメだけでなく、ドラマでも出始めているので、フォローアップ

調査では、製作委員会方式で製作されるアニメ及びドラマ双方を対象とするのか、それとも、今回はアニメだけにとどめるかという論点がある。

(ガイドラインの見直しについて)

- 現行のガイドラインの第2章は、1～3までが手続規定、4～6までが実体規定、7～10は特殊な事例という順序にしたが、今度のガイドラインの見直し案のように、「書面の交付」、「取引価格の決定」、「著作権の帰属」、「取引内容の変更・やり直し」と整理した方が分かりやすいかもしれない。

(苦情申立て窓口について)

- ATPは、番組製作会社の団体として、会員社からの相談窓口を設けており、各放送局との交渉の窓口となって、協議を行っている。また会員社アンケートでも、問題と感じている取引について報告を受けている。

(フォローアップ調査の回答率の向上について)

- フォローアップ調査については、特に製作会社側の回答率を向上させるため、協力の要請を強めに行うべき。製作会社の回答率が高まることによって、実態がより見えてくると考える。

(取引の書面化について)

- 裁判官と議論している時に聞いたが、「契約は口頭で成立する」と裁判所が認定したことはまずないということであった。書面の作成を義務化するかということよりも、契約については書面があるのが普通であることをきちんと認識しておく必要がある。
- 「受領」の議論にも関連するが、民法では、債務者の権利として、領収書をもらわなければ債務履行しないと主張できるので、もし債務者の側で領収書は必要ないと明言するならば、これは後で二重、三重払いを要求されてもどうしようもない状況になることも、債務者は理解しなければならない。書面化は、単に契約内容を明確化するというのではなく、誰のための書面化なのかをきちんと説明しながら進めていく必要がある。
- 書面を交付してもらいたいと言う製作会社は多いが、確かに煩雑なので、製作会社も放送局も双方が必要ないという場合は交付しないのだと思う。ただ、下請法の対象外の取引であっても、製作会社から書面を交付して欲しいという要望があれば交付して頂くことが、製作会社の製作環境を守ることに繋がっていくと思う。ワーキンググループで議論して頂ければと思う。
- 法律上の書面交付が義務ならば、当然交付すべき。ただ、書面交付の具体的なタイミングについては、例えば、生中継の番組、ニュース番組は、時間がぎりぎりのケースもあるため、あえて定めないことで、そのワークフローを妨げないということも考えられるのではないかと。法律的に正しい方向性と、業務のワークフローが両立しない場合、“定めない”という一種の妥協点を考えるべきではないか。
- ガイドラインには原理原則をしっかりと書くべきだが、例外についてその自由を封じてしまうような書き方にはしないという方向性であれば、実務上の弊害にはならないのではないかと。

(その他)

- 建築請負契約における所有権の帰属に関連して、未完成の映画作品の著作権は、監督等に帰属し、映画製作者には帰属しないという判例があるので、別途共有したい。

以上